

借入者然則收帳手帳簿ノ中第一簿は大體郡方第一簿其後金言
附カ各各簿ニアラズ其後簿ノ中
「手掛取立人出立了三人添入式了」式或は其後三人代の田付取立
簿ノ次は簿ノ中「手掛取立人自集了」式又或は「手掛了」式或は
附カ五人中手掛取立了ノ旨付録する米穀取立の一簿又或は二人
別簿「大人」五人或は六人の田付取立簿其後其の田付取立簿
別簿二簿の別取立一簿又或は手掛取立人出立式或は其の手掛取立
式其後手掛六十取立手掛取立簿又或は取立簿其後其の田付取立
の簿前「一」字開帳簿又或は其の田付取立簿其後其の田付取立
簿又或は手掛了式或は其の取立簿其後其の田付取立簿其後其の
手掛取立簿其後其の取立簿其後其の田付取立簿其後其の田付取立

個人 賦職會圖出張所

財團 協調會福岡出張所

を採り金を貸し付ける高利貸が生れて来る此の高利貸は毀々大き
な金持になつて行き人を使つて荒地を開墾して之れを人に作ら
せる即ち莊園と變つて行く莊園は人を使つて土地を開墾して田と
なして行き是れを私有して他に小作せしむる此の小作人が其の頃
の佃である佃は幾ら働いても利益は皆んな莊園に吸ひ取られて終
ふから佃の数が多くなるに従つて不平を云ふ様になり莊園に對し
待遇を良くして呉れと要求しても全く相手にならない此の佃の不
平を聞き付けて武士が佃を煽動して俺達に着て来い俺達が交渉し
て遣ろ一と言つて立ち上つたのが武士であり丁度現在で言はば佃
に相當するものが小作人であり莊園に相當する者が地主である武
士に相當するものが現在の農民組合である
其處で佃たる小作人が個人個々では幾ら泣事を並でも現在の莊園
たる地主が吾々の生活を良くしてやろうとはせぬ其處で武士た